

2月の安全運転のポイント 平成2年2月号

安全で円滑な交通を確保するために道路交通法において車両相互の優先関係が定められています。そこで今回は、交差点の優先関係や緊急自動車および路線バス等の優先についてまとめてみました。



交差点での優先関係

道幅が同じような道路の場合

信号機のない道幅が同じような道路の交差点では、左方から進行してくる車のほうが優先されます。

ただし、図1に示したように、A車はD車に対しては優先であっても、B車に対しては優先ではありません。他の車も同様のことがいえます。したがって、見通しの良い交差点であれば優先関係が判断できても、左右の見通しのきかない交差点では他車との優先関係の判断はできませんから、徐行または一時停止して左右の状況を確認したうえで判断する必要があります。

明らかに一方の道路の道幅が広い場合

信号機のない交差点で、一方の道路のほうが明らかに道幅が広い場合には、その道路を通行する車両が優先されます。ただし、道幅が明らかに広い場合でも、「優先道路」を示す標識や標示がない場合は、その道路は「優先道路」ではありません。したがって、左右の見通しのきかない交差点では徐行する義務がありますから、その点を忘れないようにしましょう。

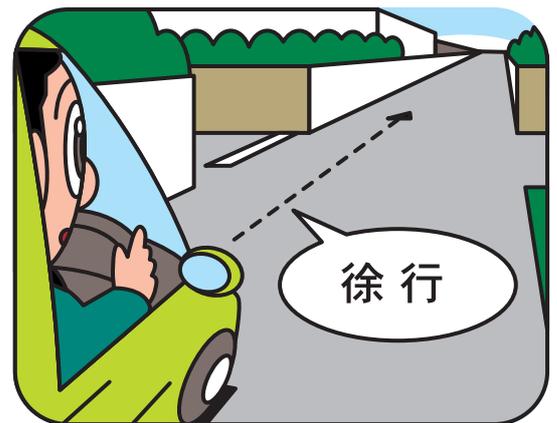
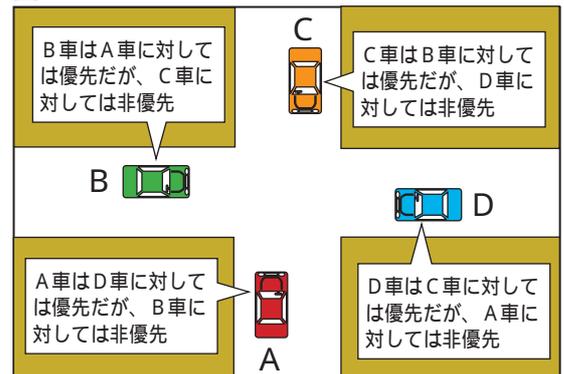
一方の道路が優先道路である場合

信号機のない交差点で、優先道路を示す標識や標示がある場合は、その標識や標示のある道路を通行している車が優先されますから、交差する側の道路を走行する車は、徐行や一時停止をするなどして優先道路側の車の進行を妨げないようにします。なお、優先道路を通行しているときは、左右の見通しのきかない交差点での徐行義務は免除されています。

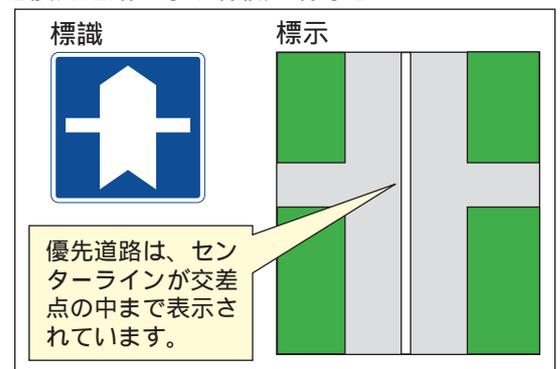
右折時に直進車や左折車がある場合

交差点では、右折車よりも直進車や左折車が優先されますから、先に交差点に進入した場合でも、直進車や左折車があるときは、右折車はその進行を妨げてはいけません。一時停止して、直進車や左折車の通過を待ち、安全が確認されてから徐行して右折します。

図1



【優先道路を示す標識・標示】





緊急自動車の優先

消防車などの緊急自動車が接近してきたときには、他の車は進路を譲ってその通行を妨げないようにしなければなりません。進路の譲り方は走行している道路によって異なります。

交差点やその付近では、交差点を避けて道路の左側に寄って一時停止をします（図2）。

交差点やその付近以外の場所では、道路の左側に寄って進路を譲ります。この場合には一時停止は義務づけられていませんが、状況に応じて徐行や一時停止をして緊急自動車の通行を妨げないようにしましょう。

なお、緊急自動車は、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、道路の右側部分にその全部または一部をはみ出して通行することができると定められています（道路交通法第39条）。したがって、対向車線側の車も道路の左側に寄って進路を譲る義務があります（図3）。

一方通行路でも、左側に寄るのが原則ですが、左側に寄るとかえって緊急自動車の通行の妨げとなるような場合は、右側に寄って進路を譲ります。

図2

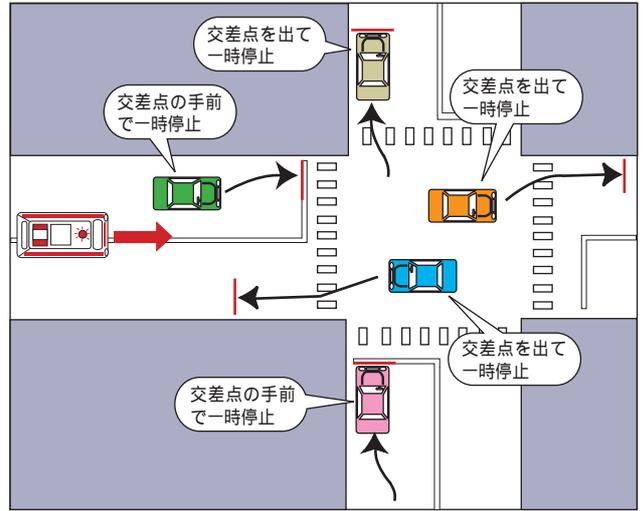
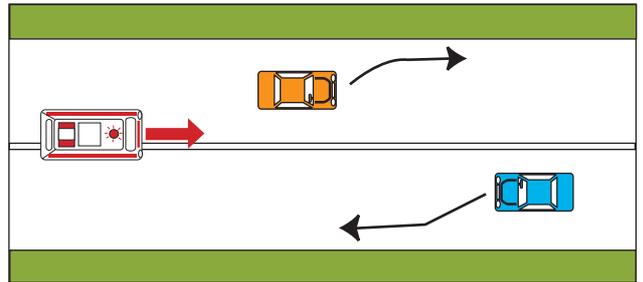


図3



路線バス等の優先

路線バス等については、専用通行帯と優先通行帯が指定されている道路がありますが、専用通行帯と優先通行帯では、路線バス等以外の車の通行方法が異なります。

専用通行帯

標識や標示によって路線バス等の専用通行帯が指定されている通行帯は、標識等に示された車の他に小型特殊自動車、原付バイク、自転車などの軽車両は通行できますが、それ以外の車は、緊急自動車に進路を譲るときや右左折する場合などのやむを得ない場合を除いて、通行することはできません。

優先通行帯

標識や標示によって路線バス等の優先通行帯が指定されている通行帯は、指定された車以外の車も通行できます。ただし、路線バス等が接近してきたときは速やかに優先通行帯から出なければなりません。

また、道路の混雑等により、路線バス等が接近してきたときに優先通行帯から出られなくなるおそれがあるときには、左折などのやむを得ない場合を除いて、優先通行帯に入ってはけません。

【専用通行帯の標識】



【路線バス等優先通行帯の標識】



路線バス等とは、路線バスや通学・通園バスなどをいいます。



「ご相談・お申込先」